2　前項の規定にかかわらず、情報通信技術利用法第三条第一項（電子情報処理組織による申請等）の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して反論がされ、又は意見が述べられた場合には、前項の規定に従つて反論書又は参加人意見書が提出されたものとみなす。

3　法第九十五条第三項の規定による反論書又は参加人意見書の送付は、反論書又は参加人意見書の副本によつてする。

4　第二項に規定する場合において、当該反論又は当該意見に係る電磁的記録については、反論書又は参加人意見書の副本とみなして、前項の規定を適用する。

第三十六条を削る。

第三十五条中「第九十八条第三項」を「第九十八条第四項」に改め、同条を第三十六条とする。

第三十四条の次に次の二条を加える。

（通話者等の確認）

第三十五条　担当審判官は、法第九十七条の二第二項（審理手続の計画的遂行）の規定による意見の聴取を行う場合には、通話者及び通話先の場所の確認をしなければならない。

（交付の求め等）

第三十五条の二　法第九十七条の三第一項（審理関係人による物件の閲覧等）の規定による交付の求めは、次に掲げる事項を記載した書面を提出してしなければならない。

一　交付に係る法第九十七条の三第一項に規定する書類（以下この条において「対象書類」という。）又は交付に係る同項に規定する電磁的記録（以下この条において「対象電磁的記録」という。）を特定するに足りる事項

二　対象書類又は対象電磁的記録について求める交付の方法（次項各号に掲げる交付の方法をいう。）

三　対象書類又は対象電磁的記録について第八項に規定する送付による交付を求める場合にあつては、その旨

2　法第九十七条の三第一項の規定による交付は、次の各号のいずれかの方法によつてする。

一　対象書類の写しの交付にあつては、当該対象書類を複写機により用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで複写したものの交付

二　対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付にあつては、当該事項を用紙の片面又は両面に白黒又はカラーで出力したものの交付

3　法第九十七条の三第四項の規定により納付しなければならない手数料（以下この条において「手数料」という。）の額は、用紙一枚につき十円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあつては、二十円）とする。この場合において、両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を一枚として手数料の額を算定する。

4　手数料は、財務省令で定める書面に収入印紙を貼つて納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　手数料の納付について収入印紙によることが適当でない審査請求として国税庁長官がその範囲及び手数料の納付の方法を官報により公示した場合において、公示された方法により手数料を納付する場合

二　国税不服審判所の事務所において手数料の納付を現金ですることが可能である旨及び当該事務所の所在地を国税庁長官が官報により公示した場合において、手数料を当該事務所において現金で納付する場合

5　担当審判官は、法第九十七条の三第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下この条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、同項の規定による交付の求め一件につき二千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。

6　手数料の減額又は免除を受けようとする審査請求人等は、法第九十七条の三第一項の規定による交付を求める際に、併せて当該減額又は免除を求める旨及びその理由を記載した書面を担当審判官に提出しなければならない。

7　前項の書面には、審査請求人等が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号（種類）に掲げる扶助を受けていることを理由とする場合にあつては当該扶助を受けていることを証明する書面を、その他の事実を理由とする場合にあつては当該事実を証明する書面を、それぞれ添付しなければならない。

8　法第九十七条の三第一項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料のほか送付に要する費用を納付して、対象書類の写し又は対象電磁的記録に記録された事項を記載した書面の送付を求めることができる。この場合において、当該送付に要する費用は、財務省令で定める方法により納付しなければならない。

第三十七条中「異議審理庁（法第八十一条第二項（異議申立書の補正）に規定する異議審理庁」を「再調査審理庁（法第八十一条第三項（再調査の請求書の記載事項等）に規定する再調査審理庁」に、「異議申立て」を「再調査の請求」に改め、「同じ。）」の下に「若しくは国税庁長官」を加え、「法第百五条第三項」を「同条第三項」に改め、同条第二項中「異議審理庁」を「再調査審理庁若しくは国税庁長官」に改める。

第三十七条の次に次の一条を加える。

（代理人等の権限の証明等）

第三十七条の二　法第百七条第一項（代理人）（法第百九条第三項（参加人）において準用する場合を含む。）の代理人の権限は、第三十一条の二（再調査の請求書の添付書面）及び第三十二条第三項（審査請求書の添付書類等）の規定の適用がある場合のほか、書面で証明しなければならない。法第百七条第二項ただし書（法第百九条第三項において準用する場合を含む。）に規定する特別の委任についても、同様とする。

2　前項の代理人がその権限を失つたときは、不服申立人は、書面でその旨を国税不服審判所長等（法第百四条第一項（併合審理等）に規定する国税不服審判所長等をいう。）に届け出なければならない。

3　第一項前段及び前項の規定は、総代について準用する。

第三十八条第一項第一号中「補正」を「審査請求書の補正」に、「第六項」を「第三項」に、「第九十四条」を「第九十四条第一項」に、「並びに法」を「、法」に改め、「参加人」の下に「並びに法第百十二条第二項及び第四項（誤つた教示をした場合の救済）を加え、同条第二項中「法第九十三条第一項に規定する」を削り、同条第三項中「第九十四条」を「第九十四条第一項」に改める。

第四十二条第一項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）」を「情報通信技術利用法」に改め、同条第二項中「はつて」を「貼つて」に改め、同条第三項中「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術利用法」に改める。

（消費税法施行令の一部改正）

第三十六条　消費税法施行令（昭和六十三年政令第三百六十号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項第一号ニ中「異議申立て、」を削り、「これら」を「これ」に改める。

第七章　文部科学省関係

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第三十七条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第三十二条第二項中「行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）第二十七条」を「行政不服審査法（平成二十六年法律第六十八号）第三十四条」に改める。